

令和3年度産業・情報技術等指導者養成事業 実施要項

1 目的

本事業は、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させ、受講者が各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うことを目的としている。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省、教育関係団体・大学等（[別添2]のとおり）

4 期間、会場、定員、教科、内容等

[別添2]のとおり

5 受講者

(1) 受講資格

①各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者

②高等学校、中等教育学校又は中学校で産業教育を担当する教諭等

(2) 推薦人数

受講定員は、[別添2]のとおりとする。ただし、定員を超える推薦があった場合でも受講が可能な場合があるので、積極的な推薦を行うよう努めること。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和3年6月30日（水）とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「sangyou@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人については、担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「sangyou@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県、指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。定員を大幅に超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

6 経費

本事業に係る経費については、受講者一人当たり[別添2]に定める「受講費限度

額」の範囲内において派遣者または受講者が負担するものとする。

「受講費」の支払額及び支払い方法については、受講者の決定通知後(例年、研修実施後、約2～3か月目処)、教職員支援機構より別途通知する。

※詳細は、[様式1]「推薦名簿」の「記入上の注意」(注6)を参照のこと。

7 成果の報告

受講者は、修了後1か月以内に、[様式2]「成果報告書」を推薦機関に提出する。推薦機関は、提出された「成果報告書」を取りまとめ、教職員支援機構(電子メール「sangyou@ml.nits.go.jp」)宛てに提出する。

8 その他

推薦者は、修了者に対し、受講の成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。